

指名委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人英語検定協会（以下「本協会」という。）の定款第28条第1項に基づいて決定される理事の選任及び定款第33条に定める理事の解任に関し、当該決定における独立性・客観性・透明性及び説明責任を強化することを目的として、定款第50条第3項に定める指名委員会の構成、運営、権限等について必要な事項を定めるものである。また、指名委員会の活動を補佐し、その活動の内容等についての公正性・透明性を確保することを目的として、指名委員会委員の所属組織・団体とは異なる組織・団体を指名委員会事務局として設置し、指名委員会からの要請によるエビデンス調査や各委員の業務にかかる経費精算等、指名委員会の決定に伴う業務全般に従事するため、指名委員会事務局の構成及び業務内容等について定めるものである。

2 本規則にいう「社外者」とは、本協会の業務執行理事（一般社団・財団法人法第115条第1項（一般社団・財団法人法第198条において準用する場合を含む。）に規定する業務執行理事をいう。以下この号において同じ。）又は使用人でなく、かつ、その就任の前10年間本協会の業務執行理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第4条で定める者をいう。

(構成)

第2条 指名委員会の委員は、評議員会の決議により選定する。委員の候補者は、理事会が評議員会における委員の選任議案の決定を通じて推薦するほか、各評議員も委員の選任議案に自身の推薦する候補者を追加するよう理事会に要請することを通じて推薦することができる。ただし、指名委員会設置初年度の委員については、理事の選任及び解任決定における独立性・客観性・透明性及び説明責任の強化を速やかに実現すべく、理事長及び業務執行理事間内の合議にて委員の候補者を選定し、評議員会における委員の選任議案にて出席評議員の過半数の賛成をもって決定する。

2 指名委員会は、委員3名以上で構成し、その過半数は社外者でなければならず、また、理事の職務状況等を説明する必要性にかんがみ、過半数を上回らない範囲の理事をもって構成する。

3 指名委員会の委員長は、社外者である委員の中から、指名委員会の決議によって選定する。

4 指名委員会の委員の任期は、1年間とする。ただし、再任を妨げない。

5 社外者たる委員については、選任に際して速やかに協会と同委員との間で委任契約を締結するものとする。かかる委任契約書案は、第1項の決議に際して、評議員会に参考資料として提供されるものとする。

(事務局)

第3条 指名委員会に事務局を置く。指名委員会は、その職務を遂行する上で必要な調査等の業務を、合理的な内容・範囲・方法で、事務局に指示することができる。

2 事務局の構成は、本協会が決定する。なお、本協会は、事務局の構成について、指名委員会の要請に基づき発生するエビデンス調査項目、調査期間に応じて、その構成人数等の増減も決定する。

3 事務局は、指名委員会の活動内容等についての公正性・透明性を確保するため、指名委員が所属する組織・団体に属さない組織・団体から選任する。

4 事務局は、次の活動を行う。指名委員会は、事務局に対し、指名委員会の目的に照らし必要かつ相当と認められる範囲内で、次の業務を行うよう依頼することができる。事務局は、指名委員会からの業務依頼内容を確認し、指名委員会の目的に照らして必要相当であることを確認した上で、その業務に対応する。

(1)指名委員会の検討に必要な調査

- (2)委員長の指示による委員会の招集手続
- (3)指名委員会への立会及び議事録作成
- (4)報酬委員会との間の情報共有
- (5)第8条第4項に定める事務
- (6)その他委員会運営に必要な事務処理等

5 事務局は、第4項に定める業務について、外部に委託することができる。

6 事務局の業務に係る費用(第5項に定める業務の外部委託のために支出を要する費用を含むが、これに限らない)については、理事会の決議事項とし、また事後的に評議員会への報告を要するものとする。

(招集)

第4条 指名委員会は、原則として、委員長が招集する。ただし、他の委員も必要に応じて指名委員会を招集することができる。委員選出後最初の委員会については、事務局が各委員の予定を確認した上で招集するものとする。

2 指名委員会の招集は、各委員に対し会日の3日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときはこの限りでない。

3 指名委員会の委員全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ないで指名委員会を開催することができる。

(開催)

第5条 指名委員会は、定時評議員会の直後に開催される指名委員会において予め定める年間スケジュールによるほか、必要に応じて随時開催する。

2 指名委員会は、本協会の所在地又は適宜の場所において開催する。ただし、必要があるときは電話会議又はWEB会議の方法で開催することができる。

(議長)

第6条 指名委員会の議長は、委員長がその任にあたる。ただし、委員長に事故があるときは、予め指名委員会の定めた順序により他の委員がこれに代わる。

2 委員長は、評議員会、本協会の監督官庁又は報道機関等の外部機関から要請を受けたときは、指名委員会での審議・判断の経過及び結果について、理事会と協議の上、必要があるときは、エビデンス資料等に基づいて、それぞれに対して説明等の責務を負う。

(決議の方法)

第7条 指名委員会の決議は、理事の職務状況およびエビデンスをもとに指名委員全員の同意をもって行う。

2 指名委員会の決議につき、特別の利害関係を有する委員は、議決権を行使することができない。この場合、その委員は、出席した委員の数に算入しない。

(権限)

第8条 指名委員会は、以下の事項について決議する。

- (1) 本条第2項に定める理事の選任に関する基準に対する修正の要否及び修正案の作成
- (2) 理事の選任および解任に関する原案の作成
- (3) その他、前各号に関して評議員会が必要と認めた事項

2 指名委員会は、前項第2号の選任の原案を作成する際、以下の基準を参照するものとする。

- ① 経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること
- ② 客観的に分析・判断する能力に優れていること
- ③ 先見性・洞察力に優れていること
- ④ 時代の動向、経営環境、市場の変化を適格に把握できること
- ⑤ 自らの資質向上に努める意欲が旺盛なこと
- ⑥ 積極的に自らの意見を申し述べることができること
- ⑦ 理事にふさわしい人格・識見を有すること

3 指名委員会は、第1項に定める決議の際、その理由について第12条に定める議事録等に記載し、適宜評議員会に報告するものとする。

4 指名委員会は、その職務執行に必要な事項に関して、理事、監事、使用人及び会計監査人から随時報告を受けることができる。

5 社外者たる指名委員は、指名委員会の目的に照らして必要かつ相当と認められる範囲内で、各自、必要な活動を行うことができる。ただし、指名委員会事務局に要請し得ない業務であり、かつ、その活動の対価又は費用が発生すると見込まれる場合、社外者たる指名委員は、活動の内容、活動の必要性、所要見込み活動時間、所要見込み費用・報酬額、活動による成果物として想定される内容及びその成果物の重要性等を、指名委員会事務局を通じて理事会に提出し、理事会の審査を受けるものとする。

(社外者たる委員の報酬)

第9条 本協会は、社外者である指名委員会の委員に対して、各委員との委任契約書に定める条件にて、報酬を支給する。

(評議員会への報告)

第10条 委員長は、指名委員会の職務執行の状況(第8条第1項の規定に基づく決議の内容を含む。)を、その内容に応じて適切と考えられる方法(例えば、第8条第1項第2号に係る理事の選解任の原案につき、評議員会に出席して報告及び説明を行うこと及び第3条第4項乃至第6項に定める事務局の業務に関して支出した費用について評議員会に対して書面にて事後的な報告を行うこと等が含まれるが、これらに限らない)により、評議員会に遅滞なく報告しなければならない。

(関係者の出席)

第11条 指名委員会が必要と認めたときは、委員以外の者(第8条第2項に規定する者を含むが、これに限られない。)を指名委員会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(議事録)

第12条 指名委員会の講事については議事録を作成し、出席した委員が記名押印する。

(改廃)

第13条 本規則は、評議員会の決議により、改廃することができる。

附則

この規則は、2025年4月24日より実施する。